

差止請求書

2020年6月24日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目4番7号

株式会社ファンソル 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏（弁護士）

〒604-0847 京都府京都市中京区烏丸通二条下ル
秋野々町529番地ヒロセビル4階

電話 075-211-5920

FAX 075-746-5207

（担当）理事・事務局長 長野浩三（弁護士）

当NPO法人は、消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を差し出します（従って、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後には、景品表示法30条の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。）。

本差止請求に対する貴社の対応を、本書到達後1週間以内に、書面をもって当NPO法人宛連絡下さい。回答の有無及び内容は公表することができます。

(請求の要旨)

当NPO法人は、貴社に対し、下記表示媒体において、下記対象となる商品につき、下記対象となる表示記載の表示を行うことの停止を請求する。

(表示媒体)

貴社ウェブサイト

(対象となる商品)

「王妃のめぐみ」

(対象となる表示)

対象となる商品を「初回100円」、「初回1袋が100円」と表示する等、対象となる商品の初回1袋分だけを100円で購入可能であるかのように示す表示。

(紛争の要点)

1 貴社が、ウェブサイトにおいて販売する「王妃のめぐみ」（以下「本件商品」という。）を、「初回100円モニターコース」で購入する場合、貴社ホームページ上では、上記対象となる表示によって、初回1袋だけを100円（送料無料）で購入可能であるかのような広告がなされている。

しかし、実際は、上記コースでは、最低2回（合計21袋分）の購入継続が条件とされており、2回目には、20袋分（3万9200円）の対象商品を購入する必要がある。

従って、初回1袋分だけを、100円で購入することが可能であるかのような取引条件の表示は、実質的に見れば、実際のもの（21袋分を3万9300円（税込）で購入しなければならない）とは異なる表示である。

また、貴社ホームページで、上記コースに申し込んだ場合の「ご注文確認画面」では、本件商品1個を購入したことが表示されるにすぎず（赤字で「100円」と表示される。）、定期購入の条件の記載は、その下の枠外に記載されているにすぎない。

このような記載は、消費者に1個だけを購入できるとの誤認を助長・強化しているというべきである。

初回お試しをうたっている他の事業者の広告を見ても、初回の割引価格での購入と、2回目以降の購入は完全に切り離されているのが通常である。貴社のように、2回目

分の購入を条件として附帯させておきながら、最初の購入価格だけを強調して表示することは、他の事業者が従来行ってきたお試し商法によって消費者に浸透した「初回お試し」広告に対する一般的な認識を悪用するものである。

- 2 従って、貴社ホームページの表示は、本件商品について、初回1袋だけを100円（送料無料）で購入可能かのように示す点で「商品…の取引条件について、…実際のもの…よりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示」（景品表示法30条1項2号）に該当する。
- 3 よって、当法人は、貴社に対し、上記表示につき、景品表示法30条1項に基づき、その停止を請求する。

(訴えを提起する予定の裁判所) 京都地方裁判所